

1 いじめについて

(1) いじめの定義

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。「取手市みなでいじめをなくすための条例」より

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。

以下は、本校教職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子供にも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもとにいじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のために、本校教職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

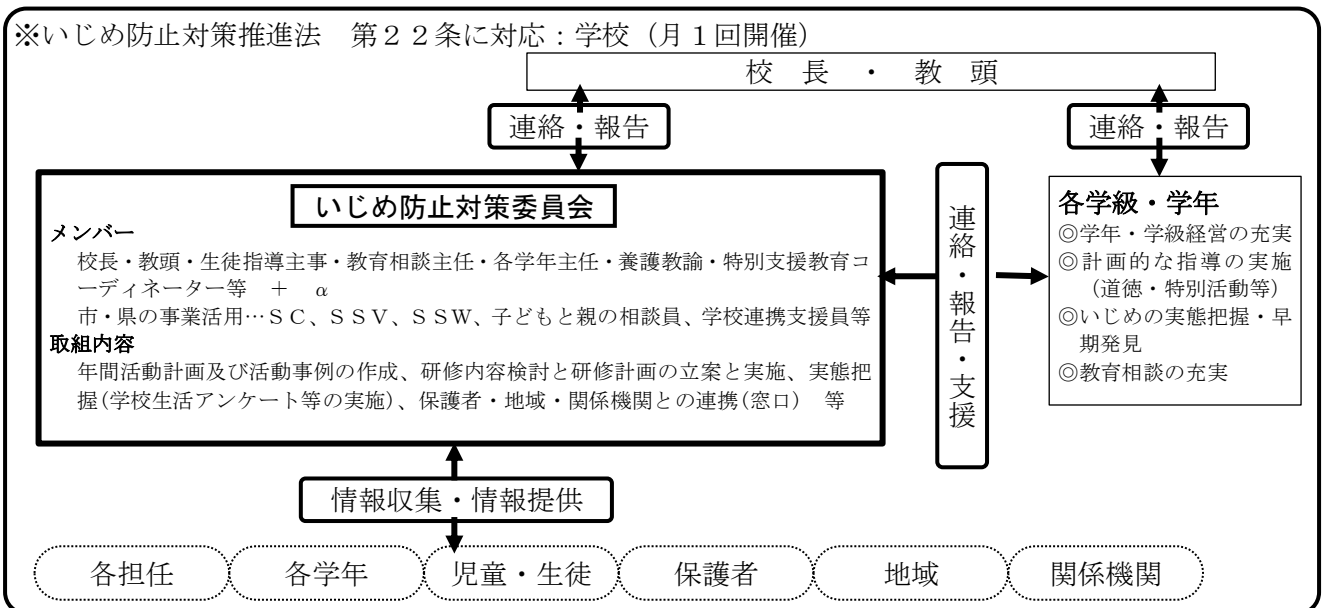
(1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止が重要であり、すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

◆未然防止の学校としての取組

① いじめ問題に取り組むための組織（平常時）



- ② 児童のよさを伸ばす教師のかかわり等
教職員の不適切な発言(差別的発言や児童を傷つけている発言等)や体罰がいじめを助長することを教職員自身が強く認識し、学校全体で暴力や暴言を排除していく体制を整える中で、学級、学年を中心に教師が児童の良さを見ることができると広い視野をもって子供たちに接する。児童のよい行動を見つけた場合には、その場で称賛することはもちろん、担任に伝え学級内でも紹介するようにする。また、校内情報ネットワークを活用し、児童のよさを記録しておくと同時に誰もが確認できるようにしておく。
- ③ 学年・学級経営の充実等
日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。また、児童一人一人のよさを認め合える環境づくりを行うとともに、子供たちの小さな変化を見逃すことなく、困ったことは相談することができるよう、学年・学級経営の充実を図る。さらに、学級や学年、学校を児童の居場所になるような「居場所づくり」を進めていく中で、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることができる「絆づくり」を行い、児童の自己有用感を育ていける学年・学級経営の充実を図っていく。さらに、児童の意見を大切にされた教師の関わりを行い、子供たちの自己実現につなげる。（「こども基本法」を生かす）
- ④ 授業における生徒指導等
ア 自己存在感の感受
児童の多様な学習の状況や興味・関心に応じた、分かる授業、楽しい授業となるよう心がける。
イ 共感的な人間関係の育成
児童が、間違いやできないことについて、お互いの考えに関心を抱き合う授業づくりに努める。
ウ 自己決定の場の提供
授業で、児童が自分の意見を発表したり、対話や議論したりする機会をつくる。
エ 安全・安心な風土の醸成
学校が、児童にとって自分が大切にされている、認められていると感じる場所となるよう心がける。
- ⑤ 児童会活動の充実等
各委員会で、自ら行事等を企画・立案し、実践していく活動を通して、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。また、企画集委員会を中心に児童たちでいじめについて考え行動できる行事を企画・運営する。
- ⑥ 道徳や体験活動等の充実等
道徳や体験活動を充実させ、他人を思いやる心や優しい気持ちの醸成、互いに認め合いながら、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
- ⑦ 学校行事の充実等
学校行事を通して、児童一人一人のよさを認め合える場づくりを行うと同時に、子供たちの長所が発揮でき、児童の自己有用感、自己肯定感を高める。
- ⑧ 発達支持的な生徒指導の取組等（資料1参照）
毎月定期的にいじめ防止対策委員会を行い、児童の実態把握を行う中で、問題が起きそうな部分に対しては早期の対応を行う。また、よい実践に関しては、学級活動や全校集会等で紹介し、よりよい学校を目指していく。児童一人一人が笑顔で楽しい学校生活を送れるために、年間を通してあいさつ運動を実施していくと同時に、児童会活動を中心に子供たちが「笑顔いっぱい」で過ごせる企画立案を行う。

(2) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

◆早期発見のための学校としての取組

- ① 教師と児童の普段のかかわり
児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、そしてその情報に基づき速やかに対応することが早期発見の基本となる。ささいな変化に気付くために、出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞いたり、保健室の様子を聞いたりするなど、日頃から児童の変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、児童のよい点を見つけ褒めて伸ばす指導のスタンスで子供たちに接すると同時に、相談したいことがあった場合にはいつでも児童が教師に話すことができるような環境づくりに努める。
- ② 組織での検討（教育相談体制・生徒指導体制の強化）
ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、チーム指導を充実させることによって早い段階から複数の教職員で組織的に関わり、いじめを積極的に認知する。教育相談部会（月2回）、いじめ防止対策委員会（月1回）を実施し、休み時間一人で過ごす児童や生活の様子によくない変化が見られた児童等の共通理解を教職員で図る機会をもつと同時に、全教職員で気になる児童には積極的に声かけをする体制づくりを行う。
- ③ 学校生活(いじめ)アンケートの実施
毎月1回学校生活(いじめ)アンケートを実施し、児童の悩みや困っていること等児童の実態を把握する。

- ④ 教育相談の充実
児童との教育相談を定期的に行うとともに、アンケートの結果や気になる様子がみられた児童に対し、随時教育相談を行う。
- ⑤ たよりやホームページを活用した「いじめ防止」への保護者への啓発
「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を、随時学校、学年便りや学校ホームページを活用して発信し、保護者への啓発を図る。また、気になることがあったら、小さなことでも相談してほしいということ、学校はいじめられている側を守ることなどもたよりやホームページを活用し保護者の啓発を図っていく。
- ⑥ 家庭及び地域との連携
学校での児童の小さな変化を見逃すことなく、保護者との連絡を密にすると同時に、保護者側から見た変化も連絡を随時受け付ける体制づくりを行う。また、民生委員を中心に地域の方々からの情報提供も随時受け付けられる体制を整える。
- ⑦ 関係諸機関との連携
市教育相談支援センターやこども相談課等の市の関係機関や警察、児童相談所等と連携し情報を共有する体制づくりに努める。
- ⑧ いじめの早期発見に関する研修の充実
「いじめ防止基本方針」や「生徒指導リーフ」等を活用し全教職員でいじめ問題に対応する研修を実施すると同時に、構成的グループエンカウンターや教育相談等の研修を計画的に行っていく。また、専門家等を活用した研修を実施することで、多角的な視点から児童の小さな変化や不安に気付けるよう、教職員の児童理解力を高める。
- ⑨ インターネット（SNS等）を通して行われるいじめに対する対策
「インターネット上での誹謗中傷はいじめである」という認識を児童にもたせると同時に、携帯電話やパソコン等の正しい使用方法やマナー、情報モラルについても指導を計画的に行う。

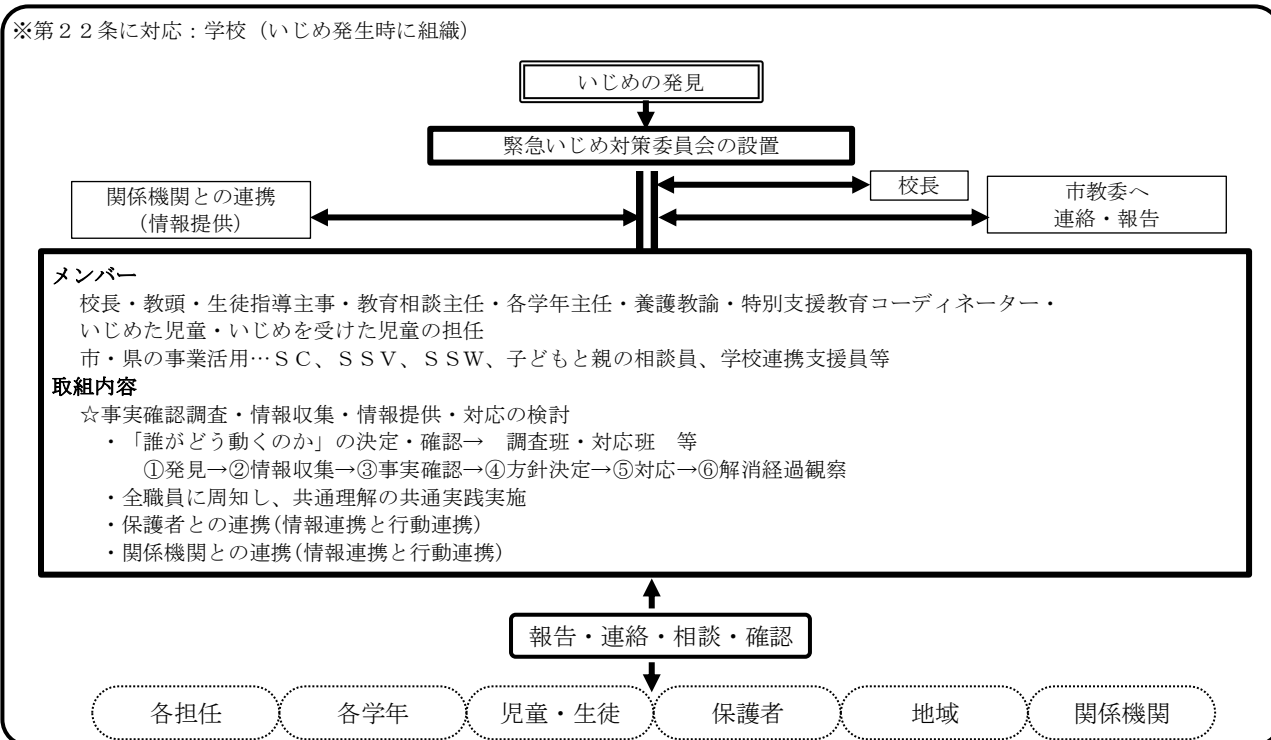
(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携を行う。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

◆早期対応のための学校としての取組

① いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）



② いじめへの対応

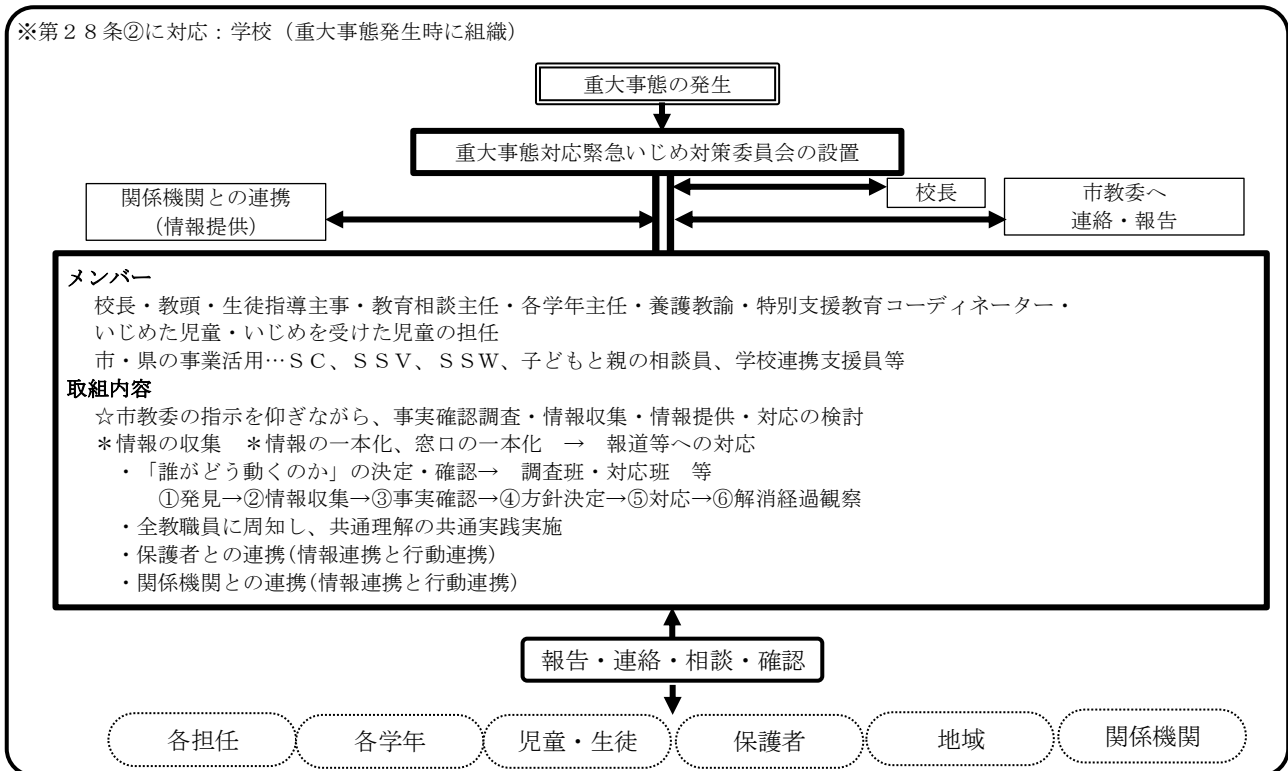
ア いじめ発見時の初動対応

- ・遊びや悪ふざけに見えても、いじめが疑われる場合はその場で制止する。
- ・いじめを受けた児童の安全を最優先に確保する。
- ・いじめを受けた児童、いじめを行った児童及び周辺の児童から話を聞き、いじめの事実を正確に把握する。

イ いじめを受けた児童への対応

- ・いじめを受けた児童の心のケアと安全な環境づくりを徹底する。
- ・いじめを受けた児童の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での

- 心のケア等、協力して対応する。
- ウ いじめを行った児童への対応
- ・事実確認に基づき、その行為が決して許されるものではないことを毅然と指導する。
 - ・行為の責任を自覚させるとともに、その行為の背景にある事情や心の状態にも目を向け、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。
 - ・いじめを行った児童の保護者に連絡し、事実関係や指導内容を伝え、理解と協力を得る。
- エ 周囲の児童および集団への働きかけ
- ・いじめを許さない集団の雰囲気を醸成する。
 - ・周囲の児童にも自分の問題として捉えさせ、「知らせる勇気」をもつよう促す。
 - ・はやしたてるなどの行為は「いじめへの加担」であることを理解させる。
 - ・いじめ根絶の態度を浸透させ、互いを尊重し合える人間関係を再構築する。
- ③ 重大事態と判断されるいじめへの対応（第28条に基づいて）
- いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。
- ア 重大事態が発生した旨を、取手市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。



- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。
- エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ いじめを行った児童・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の児童の教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。
- カ いじめの周辺にいる児童たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。
- ④ 組織による対応（教育相談体制・生徒指導體制の強化）
- 上記のいじめ発生時や重大事態発生時は、本方針に基づき、緊急いじめ対策委員会等の組織で対応することが重要である。校長の指示のもと、教職員の役割分担を明確にし、チームで対応に当たる。また、報告・連絡・相談・確認を確実に行之、関係児童の状況や対応の進捗状況に関する的確に共通理解を図りながらチームで対応していく。
- いじめ発生時や重大事態発生時に迅速且つ的確に組織で対応していくためには、教育相談体制・生徒指導體制の強化を図ることが重要であるので、常時の活動や対応において、チーム指導の視点を生かして組織的に指導に当たる。

(4) その他の重要事項

- ① 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)
- いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。
- ・いじめの未然防止・再発防止に関する取組について
 - ・いじめの早期発見・対応・解消に関する取組について

- ② 学校以外のいじめの相談・通報窓口
- ・ 取手市教育総合支援センター（取手市教育委員会）
住所：取手市戸頭8-10-1
TEL：0297-63-4755
0297-63-4756（適応指導教室「ひまわりルーム」）
 - ・ いじめ対策推進室（取手市教育総合支援センター内）
いじめ相談専用ダイヤル
TEL：0297-63-2537
メール：sogoshien@city.toride.ed.jp
 - ・ 取手市こども相談課
住所：取手市寺田5139
TEL：0297-74-2141
 - ・ 茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター
TEL：029-823-6770
メール：kennanijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp
※メール、ホームページの書き込みは24時間
 - ・ 取手市青少年センター
住所：取手市西2-35-3（取手市役所分庁舎2階）
TEL：0297-72-8080
 - ・ 子どもの教育相談（茨城県教育研修センター）
TEL：0296-71-3870
 - ・ 生徒指導相談室（茨城県県南教育事務所）
住所：土浦市真鍋5-17-26
TEL：029-823-6770
 - ・ 子どもホットライン（茨城県教育委員会）
TEL：029-221-8181 FAX：029-302-2166
メール：kodomo@edu.pref.ibaraki.jp
※電話、FAX、メールは24時間

資料1

令和8年度 取手市立白山小学校 いじめ防止等に係る「発達支持的」年間活動計画

本活動計画は「取手市立白山小学校いじめ防止基本方針」に基づき、全児童をいじめから守るために、教職員及び児童が「いじめの未然防止・いじめの早期発見・いじめの早期対応・早期解消」を組織的・計画的に実施できるようにその取組を明確にし、全教育活動を通じていじめ防止に取り組む姿勢を示したものである。

学校行事	学校としての取組 ☆は「白山小学校いじめ防止プログラム」	生徒主体の活動		職員研修
		児童会活動	委員会活動	
4月 ・始業式、新任式 ・入学式 ・1年生を迎える会 ・登校班会議 ・身体測定 ・避難経路確認 ・交通安全教室	◆いじめ防止対策委員会1 ◆校内生徒指導全体会1 ・指導方針 ・指導活動計画等 ・配慮を要する児童の確認 ☆学年・学級開き人間関係づくり・ソーシャルスキルトレーニング、構成的グループエンカウンター等 ◆毎月アンケート	◆1年生を迎える会	◆年間活動計画の作成 (児童主体の常時活動・臨時活動)	◆いじめ防止基本方針の理解 ◆特別な教育的支援を必要とする児童に関する共通理解
5月 ・授業参観・懇談会 ・創立記念日 ・引き渡し訓練 ・6年修学旅行	◆いじめ防止対策委員会2 ◆毎月アンケート ☆人権教育に関する授業		●花いっぱい運動 (園芸委員会)	◆人権教育に係る研修
6月 ・いじめ防止集会 ・2年校外学習 ・3年校外学習 ・4年校外学習 ・5年宿泊学習	◆いじめ防止対策委員会3 ◆毎月アンケート	◆いじめ防止集会		◆いじめに関する事例研修①
7月 ・児童教育相談面談 ・保護者との二者面談 ・全校集会	◆いじめ防止対策委員会4 ◆学校生活アンケート ◆いじめ調査まとめ(市提出)	◆あいさつ運動		
8月	◆いじめ防止対策委員会5 ◆校内生徒指導全体会2 ・情報共有 ・2学期の計画、確認 ・配慮を要する児童の確認			◆いじめの重大事態への対応に関する研修
9月 ・PTA 授業参観	☆長期休業明け人間関係づくり ・ソーシャルスキルトレーニング、構成的グループエンカウンター等 ◆いじめ防止対策委員会6 ◆毎月アンケート		●あいさつ運動 (あいさつ委員会) ●正しい生活リズム運動 (保健安全委員会)	
10月 ・2学期始業式 ・1年校外学習	◆いじめ防止対策委員会7 ◆毎月アンケート	◆運動会 ●児童集会	●心の健康増進運動 (保健委員会)	◆いじめに関する事例研修②
11月 ・児童教育相談面談 ・保護者との二者面談	◆いじめ防止対策委員会8 ◆小中合同あいさつ運動 ◆毎月アンケート	◆あいさつ運動 ●小中合同あいさつ運動	●花いっぱい運動 (園芸委員会) ●読書推進月間 (図書委員会) ●持久走記録 (体力向上委員会)	
12月 ・学習発表会 ・白山小まつり ・全校集会	◆いじめ防止対策委員会9 ◆毎月アンケート ◆いじめ調査まとめ(市提出)			◆いじめに関する事例研修②
1月 ・県学力診断 ・登校班会議 ・避難訓練	☆人間関係づくり ・SST、構成的グループエンカウンター等 ◆いじめ防止対策委員会10 ◆毎月アンケート		●あいさつ運動 (あいさつ委員会) ●なわとびチャレンジ (体力向上委員会)	
2月 ・新入生保護者説明会 ・PTA 授業参観	◆いじめ防止対策委員会11 ◆毎月アンケート		●リクエスト曲 (放送委員会)	◆いじめ防止基本方針の改定に係る研修 (PDCAサイクルの実践)
3月 ・6年生を送る会 ・卒業式 ・修了式 ・離任式	◆いじめ防止対策委員会12 ◆校内生徒指導全体会3 ・本年度のまとめ ・来年度の計画検討 ◆いじめ調査まとめ(市提出) ◆学校生活アンケート	●6年生を送る会		

取手市立白山小学校 いじめ発生時の対応フロー図

